

総務常任委員会

1 開 議 平成27年6月22日(月) 午前10時00分

2 場 所 議会棟第1会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第47号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第48号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第49号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

総務常任委員会名簿

委員長	高野	礼子	出席
副委員長	小池	利雄	出席
委員	星	雅人	出席
	黒澤	昭治	出席
	小野寺	尚武	出席
	藤田	紀夫	出席
	前田	雄一郎	出席

当局	総合政策部長	佐藤	英夫	出席
	財務部長	佐藤	雄一	出席
	総務課長	櫻岡	賢治	出席
	財政課長	後藤	厚志	出席

事務局	藤原	和美	出席
-----	----	----	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高野礼子君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、1ページのとおりであります。

当局の出席者は、佐藤総合政策部長、櫻岡総務課長、佐藤財務部長、後藤財政課長であります。

◎議案第47号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高野礼子君） それでは、日程に従い、議事に入ります。

日程第1、議案第47号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） 議案第47号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市長部局に新たに4つの附属機関を設置することに伴い、関係部分を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

○委員長（高野礼子君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） それでは、議案第47号につきまして、ご説明をいたします。

今、部長から話がありましたけれども、趣旨は、市長部局に新たに4つの附属機関を設置することです。それに伴いまして、別表を改正するものでございます。

それでは、改正内容を新旧対照表でご説明いたしますので、議案書補助資料の5ページをごらんください。大田原市附属機関設置条例別表のとおり、まず1つ目の附属機関は大田原市新庁舎整備推進委員会を設置しまして、その担当事務を市庁舎の復興再整備に関する事務とします。

2つ目は、大田原市プロポーザル審査会を設置しまして、その担当事務をプロポーザルの審査会に関する事務とします。

3つ目は、大田原市教育・保育施設等設置及び運営法人選考委員会を設置しまして、その担当事務を教育・保育施設等の設置及び運営を行う法人の選考等に関する事務とします。

4つに、議案書補助資料の6ページをごらんいただきたいと思いますが、大田原市地球温暖化対策検討委員会を設置し、その担当事務を地球温暖化対策に関する調査検討等に関する事務といたします。

附則といたしまして、本条例の施行日は、平成27年4月1日といたします。

以上が、改正の条文でありますけれども、現時点で、それぞれの委員会の構成員、あるいは具体的な事務、あるいは今年度、委員会開催を何回ぐらい予定しているかといったところをご説明したいと思います。

まず、1つ目の大田原市新庁舎整備推進委員会ですが、担当課は政策推進課となりますけれども、大田原市新庁舎整備推進委員会運営要綱というものを定めまして、担当事務、先ほど言いましたように市庁舎の復興再整備に関する事務としておりますけれども、喫緊の事務としましては、市庁舎の基本設計発注、その設計、整備内容についての審議をしていただく予定でございます。以降、庁舎が竣工するまで復興再整備に関する課題について審議をしていただく予定でございます。委員は17名を予定しております、市長が委嘱または任命をいたします。

今回予定している委員としましては、外部委員として建築、都市計画、またはまちづくりに関して識見を有する者、具体的には次の議案第48号で出てきますけれども、大学の教授等ということが、外部委員として挙げられます。内部委員としましては、副市長を初め各部長ということになります。

委員の任期ですが、新庁舎が竣工した日限りということになりますので、複数年の任期ということになります。これらにつきましては、四、五回程度委員会を開催したいというふうに考えております。

2つ目の大田原市プロポーザル審査会ですが、こちらは大田原市プロポーザル実施要綱というものが、平成23年の告示で要綱が制定されております。担当事務としましては、プロポーザルの審査等に関する事務としておりますけれども、具体的にはプロポーザル方式の実施要領、参加提案者の選定、提案の審査及び評価というものを行っていただくこととなります。今回は、新庁舎の基本設計を発注する際に設計業者を選定する方法としてプロポーザル方式を予定しておりますので、そのプロポーザル審査を行っていただく予定となっております。

委員は10人以内で、市長が委嘱または任命をするということです。今後予定している委員としましては、外部委員としまして、建築、都市計画またはまちづくりに関し識見を有する者、具体的には大学教授レベルになりますけれども、そういった外部委員を予定しております。内部委員としましては、担当業務、当該業務の市有財産を所管し、または管理する課の職員等ということになります。委員の任期としましては、当該業務に係る契約締結の日ということになりますので、今年度中の任期ということになりますけれども、委員会をやはり3、4回程度開催する予定となっております。

3つ目が、大田原市教育・保育施設等設置及び運営法人選考委員会ですが、こちらは同じく、そういった委員会の運営要綱を整理しまして、担当課は子ども幸福課ということになります。担当事務は、教育・保育施設等の設置及び運営を行う法人の選考に関する事務としておりますけれども、具体的には教育・保育施設等の設置及び運営を行う法人の選考基準の策定、それから応募法人の審査及び選考を行うということにしております。委員は12人以内で、市長が委嘱または任命をするということです。

今回予定している委員としましては、外部委員としましては、大田原市子ども・子育て会議委員、こちらは大田原市子ども・子育て会議条例というものが平成25年に策定されていますけれども、そちらの委員ですね。内部委員としましては、副市長ほか保健福祉部長、総合政策部長、財務部長、建設部長、教育部長を予定しております。委員の任期は、選考の結果をもって会議という形になりますので、今年度中の任期となります。二、三回程度の委員会を開催することを予定しております。6月の市の広報に、こういった募集しますよという公募を出しております、今現在募集中であるということでございます。

4つ目の大田原市地球温暖化対策検討委員会ですが、大田原市地球温暖化対策検討委員会運営要綱を定めまして、担当課は生活環境課ということになります。担当事務としましては、地球温暖化対策に関する

調査検討に関する事務としていますが、具体的には大田原市の地球温暖化対策の調査検討、それから大田原市地球温暖化防止実行計画、こちらを今年度策定する予定でありまして、こちらの策定ですね。それから、その他地球温暖化対策に必要な事項を調査検討していただく予定でございます。委員は20人以内ということで、市長が委嘱または任命する予定です。今回予定している委員としましては、外部委員としましては、地球温暖化対策推進に関する法律第23条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進委員、こちらは県知事が委嘱している委員でございます。それから、識見を有する者、あるいは関係機関に属する者、事業者及び市民ということでございます。

6月の広報で、市民につきましては公募を予定してありまして、公募している最中です。ただ、公募の期間が6月19日までというふうに広報は載っていたと思うのですが、きょう生活環境課のほうに確認しましたら、1名の応募があったというふうな報告を受けております。その応募者が、そのまま委員となるかどうかは、これから審査するということになると思いますけれども、1名の応募があったということです。内部委員としましては、市民生活部長を予定しております。任期は2年ということで、再任は妨げないということになっておりますけれども、今回は大田原市地球温暖化防止実行計画を策定することが主な事務になりますので、3回程度委員会を開催する予定であります。

以上で議案第47号の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（高野礼子君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員。

○委員（星 雅人君） 質問させていただきます。

まず、プロポーザル審査会のことなのですが、こちら先ほど説明した市庁舎の整備に関するプロポーザルの話があったかと思うのですが、ほかのプロポーザルのことにも影響してくるのか。これができたことによって、今までのプロポーザルと何が変わってくるのかみたいなことがございましたら、お伺いいたします。

○委員長（高野礼子君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 今までは、外部委員という者を入れていなかった形です。今回外部委員を入れることにしたのは、庁舎ということで、かなり専門的な部分が入ってくるということで、やはり外部委員の意見を、今まではどっちかという、内部の職員だけでプロポーザルの審査をしていたわけですが、やはり庁舎ということで、かなり専門的な部分が入ってくるということなので、外部委員を入れたところにして、今後も、ではどうなのかということになれば、もちろん専門的なことを審議することになれば、やはり外部委員を入れるということになってくるのだというふうに思っております。

○委員長（高野礼子君） 星委員。

○委員（星 雅人君） そうすると、今回市庁舎に特化して、ほかのプロポーザルに関して外部委員が入ることとはなく、専門的なことを審議するため市庁舎だけというふうに考えていいのですか。

○委員長（高野礼子君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 今回入れたというのは、先ほど言いましたように、やはり専門的な部分があるということです。今後プロポーザルをやるような場合に、やはり専門的な意見を必要とするといった場合には、それは担当課のほうで外部委員を入れるという形になると思うのです。ですから、今までは外部委

員を入れるほどのプロポーザル審査というのをやってなかったから、外部委員を入れなかったわけですが、今後については、それぞれのプロポーザル審査の内容によっては、外部委員も入ってくる可能性はあるというふうに思います。

○委員長（高野礼子君） 星委員。

○委員（星 雅人君） 済みません。ちょっと私の認識があれなのかもしれないのですが、庁舎以外にも、さまざまなものを行いますよね。そのときに、このプロポーザル審査会は全てのプロポーザルを担当するのか、今回新庁舎のためだけに外部委員を招聘して、その部分だけ適用するののかということがちょっと把握できなかったものですから。

○委員長（高野礼子君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 今回招聘する者は、庁舎に特化しているものでございます。

○委員長（高野礼子君） ほかに。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 今回の附属機関設置ですね、これは設置規則の第2条からいうと、（1）から（4）までであるのですが、何に該当するのか、ちょっと私もわからないのですが、まずそこをお聞きいたします。

○委員長（高野礼子君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） 附属機関条例でいいますと、もともと附属機関自体は自治法上に定められているものか、または政令、または条例に定めるということになっていまして、今回条例で定めるわけですが、それに基づいて条例の第2条に基づいて附属機関を設置して、それに基づいて第4条で当該附属機関の執行機関が定める運営要綱というものがありますので、そういったところで運営要綱を定めていくという形になると思います。

○委員長（高野礼子君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） そうすると、施行規則にある条例の第2条の1から4までありますけれども、これには別に絞るというのですか、これに該当しなくてもいいのだというふうに理解していいのかどうか、そこを。

○委員長（高野礼子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） お答えします。

大田原市附属機関設置条例施行規則の第2条は、そもそも市が設置する附属機関の位置づけを明文化したものですので、この第1号から第4号、いずれにも該当する機関を附属機関という位置づけをして条例化することですので、今回この施行規則の第2条の条項の全てに該当することによって、設置するものでございます。

（「結構です」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） ほかに。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

次に、意見を行います。皆さんから発言はございますか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(高野礼子君) ないようでありますので、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第47号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高野礼子君) 異議なしと認めます。

よって、議案第47号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案を可とすることに決しました。

◎議案第48号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(高野礼子君) 次に、日程第2、議案第48号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長(佐藤英夫君) 議案第48号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新たな職の設置等に伴い、関係部分を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

○委員長(高野礼子君) 総務課長。

○総務課長(櫻岡賢治君) それでは、議案第48号について、この改正の趣旨ですけれども、先ほど議案第47号でご説明申し上げましたけれども、附属機関の新たな設置などに伴いまして、別表を改正するものでございます。

それでは、改正内容を新旧対照表でご説明いたしますので、議案書補助資料の10ページをごらんいただきたいと思っております。大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表2、新庁舎整備推進委員会委員を追加し、大学教授等、同と言うのは日額になりますが、1万5,000円、その他、同、日額6,400円とします。

次に、プロポーザル審査委員会委員を追加し、大学教授等、同、日額ですけれども、1万5,000円、その他、同、6,400円とします。

次に、環境審議会委員の項を大学教授、同と言うのは、日額ですけれども、1万5,000円、その他、同、6,400円に改めます。

次に、地球温暖化対策検討委員会委員を追加し、大学教授、同、1万5,000円、その他、同、6,400円とします。

次に、教育・保育施設等設置及び運営法人選考委員会委員を追加し、同、日額ですが、6,400円といたし

ます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年7月1日から施行すると規定するものでございます。

以上が改正部分でございますけれども、環境審議会委員につきましては、大田原市環境審議会条例、昭和47年の条例ですけれども、こちらに規定されておまして、担当事務としましては、市長の諮問に応じて環境保全対策の基本方針に関すること、あるいは環境保全に関する重要施策の実施に関すること、その他環境保全対策に関し必要な事項を調査審議しますということになっております。15人以内で、市長が委嘱または任命をするということで、委員としては関係機関、関係団体、市議会議員、市職員及び識見を有する者ということになっております。当該諮問に係る審議が終了したときということで、任期が終わるのでございますけれども、今回は平成19年3月に策定した大田原市環境基本計画というものがございまして、そちらが10年間の計画で平成27年度、本年度で計画が終わるということで、それに伴って計画を策定することになっております。

今回は、今までは、そのためにというのですか、大学教授等は入れていなかったわけですけれども、地球温暖化というか、済みません。温室効果ガス等の削減ということを計画に入れていくというようなことがございまして、専門家の意見を聞く必要があるということで、大学教授等を入れたというような経緯がございまして。

以上で説明を終わりにします。

○委員長（高野礼子君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員。

○委員（星 雅人君） 質問させていただきます。

教育・保育施設等設置及び運営法人選考委員会委員なのですけれども、こちらのほうには大学教授は入っていない、先ほどの説明の中で、ほかのところは大学教授等を入れるという例があったものですから、その入れる入れないというのは、何か明確な基準というのを入れているのかという点をお伺いいたします。

○委員長（高野礼子君） 総務課長。

○総務課長（櫻岡賢治君） この委員会だから大学教授を入れましょうというようなことは、特に規定はないと思います。ただ、今回の場合には、その保育関係に関しましては、平成27年、ことしの3月ですかね、大田原市子ども・子育て支援事業計画というものを定めておまして、その中で今後保育施設をつくっていきましょうという計画が、もう既に盛り込まれていて、その中で委員さんが審議していると。その委員さんの審議というのは、大田原市子ども・子育て会議条例の中の委員さんたちが審議しているという部分がありますので、その委員さんを入れて審議していただくという形をとったものでございます。

以上です。

○委員長（高野礼子君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 今回の補正予算でも30万円、18万円となっておりますね。それで、先ほど説明いただいて、審議会、委員会の回数とかというのを報告いただきました。説明をいただいたわけなのですけれども、この大学教授ですね、どういった方が来られるかわかりませんが、この方たちの交通費とか、そういった費用弁償みたいな形ですね、それらはこの中に含まれているのか、それとも別個に何らかの形で、こちらで当局のほうで持つのか、そこらのところをまずお聞きしておきます。

○委員長（高野礼子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（佐藤英夫君） この条例の中で、その委嘱する委員さんが市外から大田原市役所のほうに会議に出席いただくについては、職員の旅費条例に準じた費用弁償は支払うことになっていますので、その分を含んで予算化しています。

以上です。

（「結構です」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） ほかに。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

次に、意見を行います。皆さんから発言はございますか。

星委員。

○委員（星 雅人君） では、1点意見させていただきます。

教育・保育施設等設置及び運営法人選考委員会委員についてですが、これは子ども・子育て会議委員がそのままなれる方が多いということなのですけれども、この子ども・子育て会議委員は、各幼稚園、保育園、学童保育などからも、かなり利害関係者というか、も多く出席されているところがございますので、公正、公明な運営をとるところにご配慮をいただければと思います。

以上です。

○委員長（高野礼子君） ほかにございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） ないようですので、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第48号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案を可とすることに決しました。

職員の交代があります。所管の財務部にかわりますので、少々お待ちください。

（職員交代）

◎議案第49号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高野礼子君） それでは、日程第3、議案第49号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

財務部長。

○財務部長（佐藤雄一君） それでは、議案第49号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本改正の内容につきましては、徴収すべき事項及び金額を定めた条例第2条別表の改正でございます。

詳細につきましては、財政課長よりご説明いたしますので、よろしくご説明いたします。

○委員長（高野礼子君） 財政課長。

○財政課長（後藤厚志君） それでは、議案第49号についてご説明いたします。

議案書の改正条例12ページから説明いたします。まず1点目は、別表42の項目に建築基準法第42条第2項の規定による道路の位置の指定を追加するものでございます。建築基準法におきましては、都市計画区域においては、建築物の敷地は建築基準法の道路に接しなければならないというふうに規定されております。都市計画区域に入ってから相当の年数が経過するうちに建築基準法第42条第2項の規定による道路の変更や廃止が必要になる場合がございます。今回手数料規定を新たに設けるものでございます。

もう一点目でございますが、別表83の項目に登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書を提出している場合を追加するものでございます。平成21年から長期優良住宅認定制度が施行されておきまして、この認定を受けると、所得税の控除、または税額控除といった税法上の優遇措置などが受けられます。今回別な法律ではありますが、住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正がございまして、長期優良住宅認定申請におきまして、登録住宅性能評価機関が交付する、これまでの適合証とほぼ同率の基準となるため、登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書を提出する場合の手数料を定めるものでございます。

それでは、議案書補助資料の15ページからの新旧対照表をごらんください。まず、別表42の項目におきまして、これまでの建築基準法第42条第1項第5号の規定により指定される幅員4メートル以上の道路の指定の位置に加えまして、都市計画区域に入る以前から建築物が建ち並んでいる、幅員4メートル未満の建築基準法第42条第2項の規定による道路の申請、変更及び廃止の手数料規定を設けるものでございます。

なお、金額につきましては、これまでの建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置指定の金額と同額でございます。

次に、別表83の項目におきまして、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項または第3項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定に対する審査のうち、登録住宅性能評価機関が交付する適合証を提出している場合に加えまして、17ページから18ページにかけまして、登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書を提出している場合におきまして、一戸建ての住宅の場合は1万9,000円、建築物全体の戸数が5戸以内の場合は5万7,000円以上、次のページになりまして、建築物全体の戸数が200戸を超える場合、120万4,000円、これまでの8区分の金額を定めてございます。

続いて、18ページから19ページにかけましては、住宅性能評価書を提出している場合を追加したことによりまして、（2）、上記以外の場合を（3）に繰り下げるものでございます。

議案書改正条例13ページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は、交付の日から施行するとするものでございます。

以上で議案第49号の説明を終わります。

○委員長（高野礼子君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員。

○委員（星 雅人君） まず、2項道路のほうでお伺いしたいのですけれども、これは今まで規定に入っていなかったということなのですけれども、同じような運用でなされていたのか、ほかの規定で運用されていたのかということをお伺いしたいのですけれども。

○委員長（高野礼子君） 財政課長。

○財政課長（後藤厚志君） これまで4メートル以上につきましては、これまでの条例で対応していたのですが、これまで4メートル未満といった場合の、市民からの相談が全くございませんでして、最近1件、北金丸地内で相談がございまして、それについて事務処理を進めておりました。それにつきましては、この条例改正以前の段階で事務が完了しておりますので、その場合は手数料を取らずに事務処理を進めてございました。今後発生することも予想されますので、今回条例を改正するものでございます。

○委員長（高野礼子君） 星委員。

○委員（星 雅人君） ありがとうございます。ここまでは、1件であったが今後適用ということで、あと1点、長期優良住宅認定制度のことなのですけれども、これは一応申請時の話なので、今後という形になってくるのだと思うのですけれども、長期優良住宅認定というのは、大田原市ではどのくらい申請というか、利用があるのかということをお伺いいたします。

○委員長（高野礼子君） 財政課長。

○財政課長（後藤厚志君） これまでは登録住宅性能評価機関が交付する適合証、これに基づいて長期優良住宅の認定に基づく書類の手数料をいただいていたわけでございますが、平成25年度の実績でございますと、50件ほどの実績がございます。一戸建て住宅がほとんどでございまして、およそ個人からの申請というよりは、住宅建築業者ですね、ハウスメーカーとかが事務所のほうに申請に参るということがございます。

○委員長（高野礼子君） 星委員。

○委員（星雅人君） ありがとうございます。

○委員長（高野礼子君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） 参考までにちょっとお聞きするのですけれども、今度は2メートル道路ということで、大変ふえてくるのではないかと思うのです。それらに対して窓口のほうは建築課で対応するのだと思うのですけれども、ある程度指導というものを、まず行っているのかどうか。指導課には県からも応援に来ていますがけれども、そういった方がいらっしゃると思うのですけれども、そういう方が指導なされているのかどうか、それをまずお聞きいたします。

○委員長（高野礼子君） 財政課長。

○財政課長（後藤厚志君） 建築指導課が現在特定行政庁ということで、上から権限移譲されて事務を執行しているところでございますが、やはりそれなりの専門家の職員を県から派遣していただいて、事務処理を進めてございますので、それなりの知識、技能を持った職員が事務室におりますので、その者が一般の市民の方、あるいは業者に対応しておりますので、その辺は今後も件数がふえる可能性がございますが、その点は問題なく対処してまいりたいと思っております。

○委員長（高野礼子君） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武君） もう一つ、優良物件ですか、建築物なのですからけれども、参考までにお聞きするのですけれども、数が多い場合がありますね。100戸、200戸、これらはあれですか、先ほど言ったメーカーの分譲地同様のことを考えているのですか、それともマンションみたいなこともあり得るのか、そこらのところをちょっとお聞きしたい。

○委員長（高野礼子君） 財政課長。

○財政課長（後藤厚志君） 建築物の戸数がふえるに従って手数料もふえてございますが、ここら辺については、集合住宅ですね、アパートとか、マンションとか、そういった場合を想定しております。

（「ありがとうございます」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） ほかに。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

次に、意見を行います。皆さんから発言はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） ないようでありますので、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第49号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高野礼子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案を可とすることに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件については全て終了いたしました。ありがとうございました。

（当局退室）

◎散 会

○委員長（高野礼子君） これにて本日は散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時35分 散会